



# 持続可能な農業基準第1.3版 の変更点

## 目次

[農場要件、第1.2版から第1.3版への改訂](#)

[サプライチェーン要件、第1.2版から第1.3版への改訂](#)

[SA-GL-SD-1 付属文書01 用語集、第1.2版から第1.3版への改訂](#)

[SA-S-SD-20 付属文書 第2章：トレーサビリティ、第1.0版から第1.1版への改訂](#)

[SA-S-SD-21 付属文書 第3章：収入と責任の共有、第1.0版から第1.1版への改訂](#)

[SA-S-SD-23 付属文書 第5章：社会、第1.0版から第1.1版への改訂](#)

[SA-S-SD-24 付属文書 第6章：環境、第1.0版から第1.1版への改訂](#)

## 農場要件、第1.2版から第1.3版への改訂

要件番号	対象事項	変更内容
9～20ページ	はじめに	一部の図表を調整し、文章構造を改めることで、レインフォレスト・アライアンス認証の説明を向上させました。
14ページ	要件の範囲	調整：範囲を調整して、より現実的で対応しやすい内容に変更しました。
14ページ	小規模農場と大規模農場	調整：小規模農場と大規模農場の定義を調整し、農場のシナリオをより現実的にとらえることで、労働者の保護を向上させました。正規労働者が10人以上いる場合は、大規模農場となります。
14ページ	小規模農場の労働者数別の要件	導入：小規模農場の雇用労働者数に応じて、異なる要件を導入しました。 - 臨時労働者が10人で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 上記の条件をどちらか1つでも満たす場合は、次の要件が適用されます。 5.2.1、5.2.2、5.2.3、5.2.4、5.3.1、5.3.6、5.3.12、5.5.2、5.5.3、5.6.2、5.6.4。
全体	平均5人以上の雇用労働者（小規模農場のみに適用）	削除：この区分の使用は廃止しました。
1.1.1	管理	文章を単純化しました。
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、基準を単純化しました。1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を1.1.5に統合しました。責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.3	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.5	運営	単純化：小規模農場に課されていた広範な労働者記録の管理の要件を削除しました。



要件番号	対象事項	変更内容
1.2.6	運営	単純化：小規模農場に課されていた臨時労働者の登録の要件を単純化しました。
1.2.8	運営	明確化：団体構成員のデータ共有に関する合意についての文章を明確にしました。
1.3.1	リスク査定および管理計画	調整：リスク査定の頻度を管理計画の頻度に合わせるための選択肢を調整しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.4	内部監査および自己査定	削除：農場250軒に対して内部監査員を最低1人設置しなければならないという要件を削除しました。この要件は農場に適切なサポートをもたらすことを目的としていますが、その目的を他の方法でも達成できる可能性があるためです。
1.5.1	苦情解決制度	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
1.6.1	ジェンダー平等	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
2.1.3	トレーサビリティ	明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスバランスには適用されなくなりました。
2.1.8	トレーサビリティ	文章を調整して、物理的な販売受領書でなくてもよいことを明確にしました。
2.2.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：認証製品として販売されなかった、または紛失した数量をトレーサビリティプラットフォームから削除するという規定を削除し、マスバランス製品への適用についての規定を明確にしました。
2.2.4	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.2.5	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。
2.2.6	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.3.1	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
2.3.2	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。数量の残高がマイナスになることは認められません。
2.3.3	マスバランス	明確化：オリジン・マッチング（原産国一致）の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.4	マスバランス	明確化：購入および販売についての原産国情報の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.5	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
3.1.1 自己選択	生産経費と生活所得	新規の指標として、収穫された製品1kgあたりの認証農作物からの純収入を追加しました。
3.2.2	サステナビリティ差額	訂正：サステナビリティ差額の指標のカテゴリに「住居」を追加しました。
4.1.2	種苗と輪作・改植	新しい植栽の作付体系に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。
4.1.3 L1	種苗と輪作・改植	病害虫や病気の予防、生物学的サイクルの破壊に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。
4.2.2 スマートメーカー	樹木作物の剪定と更新と植え替え	剪定周期に従った剪定とその指標の測定に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。
4.4.1	土壌肥沃度と保全	単純化して、明確にしました。4.4.3の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1の土壌評価に含めました。文章を調整して、明確にしたほか、4.4.3の要件の内容をここに移動しました。
4.4.3	土壌肥沃度と保全	要件を削除しました。単純化して、明確にしました。4.4.3の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1の土壌評価に含めました。



要件番号	対象事項	変更内容
4.4.7 スマートメーター	土壌肥沃度と保全	追加：有機肥料を使用している団体構成員の割合（%）を指標として追加しました。
4.5.2	総合的病害虫管理（IPM）	調整：天敵の監視をレベル2の新規の要件である4.5.8に移動して、導入までの時間を長くしました。
新規の要件 4.5.8 L2	総合的病害虫管理（IPM）	調整：天敵の監視をレベル2の新規の要件である4.5.8に移動して、導入までの時間を長くしました。
5.1.1	評価対処	移動：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
5.2.1	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：労働組合に参加する権利についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.2.2	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：差別または報復についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.2.3	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：労働組合での労働者代表についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.2.4 L1	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：結社の自由と団体交渉について労働者に知らせることを求めた要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.3.1	賃金と契約	適用対象を調整：書面と口頭による契約についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.3.2	賃金と契約	文章を明確にし、適用対象をすべての小規模農場に拡大しました。
5.3.3	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の最低賃金に関する5.3.3と5.3.4の要件を、すべて5.3.3にまとめました。
5.3.4	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の最低賃金に関する5.3.3と5.3.4の要件を、すべて5.3.3にまとめました。
5.3.6	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する5.3.6と5.3.7の要件を、すべて5.3.6にまとめました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。 文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。
5.3.7	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する5.3.6と5.3.7の要件を、すべて5.3.6にまとめました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。 文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。
5.3.9	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の労働者に関する5.3.9と5.3.10の要件を、すべて5.3.10にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.3.10	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の労働者に関する5.3.9と5.3.10の要件を、すべて5.3.10にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.3.12 L1	賃金と契約	適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.3.13 自己選択	賃金と契約	適用対象を調整：インフレ率に応じた賃金の調整が、小規模農場と団体責任者にも適用されます。
5.4.2	生活賃金	調整：賃金改善計画をめぐる労働者代表との協議に関する部分を、新規の要件である5.4.5（自己選択）に移動しました。



要件番号	対象事項	変更内容
新規の要件 5.4.5 自己選択	生活賃金	調整：これまで5.4.2に含まれていた賃金改善計画をめぐる労働者代表との協議を、新規の自己選択の要件としました。
5.5.1	労働条件	調整：所定労働時間の上限を週60時間としました。
5.5.2	労働条件	調整：残業の例外適用が拡大され、一定条件下ですべての作物に適用されます。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.5.3	労働条件	単純化：授乳できる場所の詳細を手引き書に移動しました。 男性も含めるため、「出産休暇」を「出生時育児休業」としました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.6.1	健康と安全	明確化：健康と安全のリスク分析を行う専門家に関する文章を明確にしました。
5.6.2	健康と安全	適用対象を調整：応急処置ボックスについての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.6.4	健康と安全	文章を単純化し、飲料水の検査についての行を追加しました。 適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14ページ）。
5.6.5	健康と安全	文章を調整して、明確にしました。安全な飲料水から「公共の」を削除しました。
5.7.1	住居と生活条件	調整：住居に関する主要要件の一部を5.7.4 L1に移動しました。
5.7.4 L1	住居と生活条件	調整：5.7.1に含まれていた住居に関する主要要件の一部を5.7.4 L1に移動しました。
5.7.6	住居と生活条件	文章を単純化しました。
5.8.2	コミュニティ	文章を明確化しました。生産者に求められる権利を、「法的および合法的」から「法的または合法的」に改めました。
6.5.1	水の管理と保全	統合：取水の認可に関する要件の6.5.1と6.5.2を統合しました。 適用対象を調整：小規模農場への適用を削除しました。
6.5.2	水の管理と保全	統合：取水の認可に関する要件の6.5.1と6.5.2を統合しました。 適用対象を調整：小規模農場への適用を削除しました。
6.8.1	エネルギー効率	調整：エネルギー削減策の実践に関する規定を認証の冒頭から削除しました。これは6.8.2のスマートメーターで示唆されているためです。また、導入までの時間を長くしました。



## サプライチェーン要件、第1.2版から第1.3版への改訂

要件番号	対象事項	変更内容
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、基準を単純化しました。1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を1.1.5に統合しました。責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.5.1	苦情解決制度	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
1.6.1	ジェンダー平等	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
2.1.3	トレーサビリティ	明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスバランスには適用されなくなりました。
2.1.12	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：トレーサビリティの文書に関する要件の適用対象を明確にしました。
2.2.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：認証製品として販売されなかった、または紛失した数量をトレーサビリティプラットフォームから削除するという規定を削除し、マスバランス製品への適用についての規定を明確にしました。
2.2.4	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.2.5	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。
2.2.6	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.3.1	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
2.3.2	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。数量の残高がマイナスになることは認められません。
2.3.3	マスバランス	明確化：オリジン・マッチング（原産国一致）の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.4	マスバランス	明確化：購入および販売についての原産国情報の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.5	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
5.1.1	評価対処	委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
5.3.2	賃金と契約	文章を調整して、明確にしました。
5.3.3	賃金と契約	統合：最低賃金に関する5.3.3と5.3.4の要件を、すべて5.3.3にまとめました。
5.3.6	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する5.3.6と5.3.7の要件を、すべて5.3.6にまとめました。文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。
5.3.9	賃金と契約	統合：労働者に関する5.3.9と5.3.10の要件を、すべて5.3.10にまとめました。
5.3.10	賃金と契約	統合：労働者に関する5.3.9と5.3.10の要件を、すべて5.3.10にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.5.1	労働条件	調整：所定労働時間の上限を週60時間としました。
5.5.2	労働条件	調整：残業の例外適用が拡大され、一定条件下ですべての作物に適用されます。



要件番号	対象事項	変更内容
5.5.3	労働条件	単純化：授乳できる場所の詳細を手引き書に移動しました。 男性も含めるため、「出産休暇」を「出生時育児休業」としました。
5.6.1	健康と安全	明確化：健康と安全のリスク分析を行う専門家に関する文章を明確にしました。
5.6.4	健康と安全	文章を単純化し、飲料水の検査についての行を追加しました。

## SA-GL-SD-1 付属文書S01 用語集、第1.2版から第1.3版への改訂

用語	変更内容
平均5人以上の雇用労働者（小規模農場のみに適用）	削除：この区分の使用は廃止しました。
クレジット	削除：この用語の使用は廃止しました。
大規模農場	定義を調整：正規労働者が10人以上いる農場はすべて、大規模農場となります。
所定労働時間	訂正：次のように変更されています。所定労働時間とは、労働者の契約に則った勤務時間で、日、週、月、年の単位で規定され、ただし残業時間を含みません。 残業時間とは、所定労働時間を超える勤務時間を意味します。
小規模農業	定義を調整：正規労働者が10人未満の農場はすべて、小規模農場となります。
労働者代表	定義に追加：管理的な役割に就いている人は、労働者代表を務めることはできません。

## SA-S-SD-20 付属文書 第2章：トレーサビリティ、第1.0版から第1.1版への改訂

章	対象事項	変更内容
1	トレーサビリティの範囲	文章を単純化しました。
1	トレーサビリティの報告に関するレベル	下請業者のトレーサビリティについての文章を明確にしました。
1	基準要件の適用対象	小売業者のトレーサビリティについての文章を明確にしました。
1	マスマランス	文章を単純化し、マスマランスの範囲を他の作物に拡大しました。
2	要件2.1.12 販売に関する書類	2.1.12の文章を削除しました。この要件は、基準で明確にされたためです。
3	要件2.1.9 認証製品の転換	認証製品の転換と引き換えについての文章を明確にしました。
3	要件2.1.9 転換率	表を単純化しました。
3	要件2.2.1 認証製品の出荷取引の管理	文章を単純化し、小売業者のトレーサビリティについての文章を明確にしました。
3	要件2.2.1 認証製品の入荷取引の管理	トレーサビリティプラットフォームの信頼済みの取引パートナーについての文章を明確にしました。
3	要件2.2.3 認証数量の削除	マスマランスの数量についての文章を明確にしました。
3	報告時期（要件2.2.1 および 2.2.3）	CHのサプライヤーがトレーサビリティプラットフォームで販売を宣言していない場合についての文章を明確にしました。
3	要件2.2.5 取引の集計	この要件を明確にするセクションを新規に追加しました。
4	要件2.3.1 数量の変換	文章を単純化しました。
4	要件2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング（原産国の一致）	文章を単純化し、全体的に明確にしました。第2段階の要件を追加しました。

## SA-S-SD-21 付属文書 第3章：収入と責任の共有、第1.0版から第1.1版への改訂

章	対象事項	変更内容
2.1	生産経費と生活所得	生活所得の評価とベンチマーク基準についての段落を追加しました（自己選択）。
2.3	導入スケジュール	茶類：2023年7月1日以降にレインフォレスト・アライアンス認証として販売および引き換えられた数量についての導入日を2023年7月1日として明確にしました。



2.3	茶類のSD/SIの支払い	ブランドオーナーのアプローチを、小売ブランドの文脈でさらに明確にしました。 梱包業者（プライベートブランド製品の製造事業者）は、SD/SIを約束・確認したうえで支払い、その支払いをRAのトレーサビリティシステムに入力しなければなりません。 外食サービスおよび小売ブランドは、プライベートブランド製品の製造事業者（梱包業者）との契約にSD/SIを盛り込み、これらの業者が自社のために支払ったSD/SIを払い戻さなければなりません。
2.3	バナナと生鮮果物についての更新	レインフォレスト・アライアンス認証製品を供給している農場CHと契約する際に、具体的な支払い条件を契約に盛り込むよう輸出業者に求めた規定を削除しました。
要件 3.2.7	カカオの最低SD	米ドルからユーロに変更し、XOFまたはXAFを使用してアフリカ諸国の農場CHから購入している企業の現状に合わせました。

### SA-S-SD-23 付属文書 第5章：社会、第1.0版から第1.1版への改訂

ページ	対象事項	変更内容
4ページ	苦情解決制度の設置	1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任については1.1.5で説明しているという文言を追加しました。具体的な作業は、各要件で規定しています。
7ページ	児童労働と強制労働の危険分布図	児童労働と強制労働の危険分布図にURLを追加しました。
8ページ	生活賃金	5.3.4は5.3.3に統合されたため、削除しました。

### SA-S-SD-24 付属文書 第6章：環境、第1.0版から第1.1版への改訂

章	対象事項	変更内容
1	農地転換の特定	文章を訂正し、明確にしました。
3	基盤設備のために計画された小規模な農地転換	追加：第3.iv条を追加しました。 農場または団体責任者は、転換前にレインフォレスト・アライアンスから承認を取得しなければなりません。承認を申請するには、転換の理由と計画、および対象地のポリゴンを含めた計画書を <a href="mailto:farmcert@ra.org">farmcert@ra.org</a> に送信します。